

平成22年第1回川根本町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (2月4日)	
開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	7
会期の決定.....	7
同意第1号の上程、説明、質疑、採決.....	7
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
閉 会.....	21

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷		君

不応招議員（なし）

平成22年第1回川根本町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成22年2月4日(木)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 議案第 1号 工事請負契約の締結について
(平成21年度美しい森林づくり基盤整備交付金事業林道寸又線寸又口橋橋梁改良工事について)
- 日程第 5 議案第 2号 工事請負契約の締結について
(平成21年度林道施設災害復旧事業林道平田線災害復旧工事について)
- 日程第 6 議案第 3号 平成21年度川根本町一般会計補正予算(第5号)について

招 集 年 月 日	平成22年2月4日(木)		
招 集 の 場 所	川根本町役場 議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成22年2月4日(木) 午前 9時00分 議 長 板 谷 信 君	
	閉 会	平成22年2月4日(木) 午前10時06分 議 長 板 谷 信 君	
出 席 議 員	1 番 中 野 暉 議員	2 番 太 田 侑 孝 議員	
	3 番 山 本 信 之 議員	4 番 中 田 隆 幸 議員	
	5 番 小 藪 侃 一 郎 議員	6 番 原 田 全 修 議員	
	7 番 森 照 信 議員	8 番 中 澤 智 義 議員	
	9 番 市 川 昌 美 議員	10 番 鈴 木 多 津 枝 議員	
	11 番 高 畑 雅 一 議員	12 番 板 谷 信 議員	
欠 席 議 員	な し		
会 議 録 署 名 議 員	7 番 森 照 信 議員	8 番 中 澤 智 義 議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名			
町 長	佐 藤 公 敏 君	副 町 長	小 坂 泰 夫 君
総 務 課 長	西 村 太 一 君	企 画 課	羽 根 田 泰 一 君
税 務 課 長	中 澤 莊 也 君	福 祉 課 長	柴 田 光 章 君
生 活 健 康 課 長	西 村 一 君	産 業 課 長	鈴 木 一 男 君
建 設 課 長	大 石 守 廣 君	商 工 観 光 課 長	羽 倉 範 行 君
教 育 総 務 課 長	山 田 俊 男 君	生 涯 学 習 課 長	森 下 睦 夫 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	藤 田 至 君		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者	川根本町議会事務局長 大 村 敏 正		

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷信君） ただ今から、平成 22 年第 1 回川根本町議会臨時会を開会いたします。

開 議

議長（板谷信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷信君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

今期臨時会に説明員として町長以下、関係者が出席しておりますので、ご了承ください。

諸般の報告

議長（板谷信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

1月29日、町長から第1回臨時会を招集する告示をした旨、通知がありました。

今期臨時会はお手元に配布のとおり、同意1件、議案3件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる、議員の派遣決定の報告書を配布してありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から、平成21年度12月、1月の例月出納検査、財政援助団体監査及び指定管理者監査の結果について議会に報告がありました。なお、内容については、お手元に配布のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷信君） 今期臨時会招集にあたり、町長より行政報告を兼ねまして、ごあいさつがあります。町長お願いします。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。本日は平成22年第1回臨時会を開催いたしましたところ、ご多用の折にも関わらず全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成22年も明けたばかりだと思っておりましたら、すでに2月を迎えております。

我が国の景気の概況は、日銀の金融経済月報1月号によりますと、国内民間需要の自立的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直しているということであ

ります。

輸出や生産は次第に増加ペースが次第に緩やかになっていくものの、海外経済の改善が続く中で、増加基調を続けていこうとみております。個人消費は厳しい雇用、所得環境が続く中にあっても、当面、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に、持ち直しの動きが続く可能性が高いとみております。

一方、設備投資は収益がなお低水準で、設備過剰感も強い中で、当面はなお横ばい圏内に留まる可能性が高いとし、住宅投資は下げ止まりの動きがみられるとしております。この間、公共投資は次第に減少しております。先行きについては、景気は今後も持ち直しを続けていくが、当面そのペースは緩やかなものにとどまるであろうとしております。

また、生鮮食品を除く消費者物価の前年比は、経済全体の需給緩和から下落が続いているが、石油製品価格変動の影響が薄れてきたことなどから、下落幅は減少しております。

このように、景気は持ち直しつつあるとはいえ、依然として厳しい我が国の経済状況の中で、川根本町は地域を代表する茶業を取り巻く環境がかつてない厳しい状況におかれ、茶業関係者をはじめ、町民の皆様は地域の先行きに大きな不安を感じております。

政権交代等もあって、不透明な部分も多い中ではありましたが、地域産業の振興、そして町民の皆様の暮らしを優先したいという考えに立って平成 22 年度の予算編成に当たってまいりました。予算規模としては、前年度を下回る規模となりますが、前年度は菌床用しいたけの栽培施設など特殊要因もありましたので、この特殊要因を除くと、前年度をやや上回る規模の予算原案となりました。

また、平成 21 年度の 2 次補正においては、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」1 億 3,000 万円余りも見込まれ、何とか地域の活性化につなげていきたいと考えているところであります。

去る 1 月 28 日には、B & G 全国大会が東京三田の笹川記念館で開催されました。全国には 480 の海洋センターがあり、海洋センターが所在する市町村から 500 名の首長や教育長などが出席しました。この中で海洋センターの利用状況と言いますか、活動状況について様々な観点から評価が行われたものだと思っておりますが、その評価の得点によって、特 A、A、B、C、D、E と 6 つのランクに分けられ、特 A と A ランクの海洋センターが表彰されました。川根本町は A ランクということで表彰状をいただきまいりました。B & G 海洋センターは、行政改革を進める中で議論の対象となっている公の施設の一つではありますが、今回ランク A の評価をいただいたということで、財団からはそれなりの評価を受けたということでもありますのでご報告をさせていただきます。

また、音戯の郷の大きなイベントとなっております、音の彫刻コンクールの 1 次審査、2 次審査が行われ、2 月 27 日には表彰式が行われる予定になっております。今年は全体的に粒の揃ったいい作品が出品されたと、審査に当たられた先生方も評価しておりますので、是非とも表彰式にはご出席をいただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

本日は固定資産評価委員の選任にかかる同意案件1件と、工事請負契約の締結にかかる議案2件、そして繰越明許にかかる補正予算についてご審議をいただきたいというふうに思っております。よろしくご審議の上、ご採択くださいますようお願い申し上げまして、行政報告に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番、森照信君、8番、中澤智義君を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長（板谷信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 同意第1号 固定資産評価員の選任について

議長（板谷信君） 日程第3、同意第1号、固定資産評価員の選任についてを議題とします。

なお、本案については、小坂泰夫君当事者がおられますので、暫時退場を求めます。

（小坂泰夫君退場）

議長（板谷信君） 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 同意第1号、固定資産評価員の選任について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第404条第1項において、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置することになっております。

現在、川根本町副町長に小坂泰夫氏が就任しておりますが、同氏は過去において税務課勤務の経験もあり、固定資産評価に対する知識も豊富であり、適任者であると思っておりますので、固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会のご同意をお願い

するものであります。以上、提案理由の説明といたします。ご審議の上、ご同意いただきたく
よろしく願い申し上げます。

議長（板谷信君） 説明が終了しましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終ります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、同意第1号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

小坂さん、入場してください。

（小坂泰夫君入場）

**日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成21年度美しい森林づくり
基盤整備交付金事業林道寸又線寸又口橋橋梁改良工事につ
いて）**

議長（板谷信君） 日程第4、議案第1号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第1号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明をいたします。

本案は平成21年度美しい森林づくり基盤整備事業交付金事業、林道寸又線寸又口橋橋梁改良工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る1月29日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社石切山建設が落札し、契約金額6,930万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成22年3月31日を予定しております。

以上よろしく願いいたします。

議長（板谷信君） 説明が終了しましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。通告してありますのでそれに基づいて質疑を行います。

まず第1点目ですけど、国から購入した寸又線の右岸林道の改良工事で、総額2億172万5,000円の補正予算で計上されておりますけども、今回はその入り口の起点に架かっている町の林道寸又口橋ということのを伺いましたけど、その耐震補強改良工事ということで6,930万円の工事請負契約の締結がなされていますけど、残りの1億3,242万5,000円は全協の説明では、設計費に340万円、事務費に280万円、工事費が約1億2,000万円との説明でした。まだこれを合計しますと622万5,000円残っているんですけども、概算の数字とは言っても600万円余の金額、これは、こういう差が出たのはどうしてなのか、またどのように処理されるのか伺います。

2点目ですけど、古い橋の耐震強化ということについては、今の新しい政権の下でも力を入れるということを書いて、寸又口橋が必要さがどれくらい高いかということ、比較はできないと思いますが、町内の生活道路で町道に架かっている橋で耐震補強が必要な古い橋など、あちこちにあると思われるんですけども、そういう状況について対策の方はどのように考えているのか伺います。

それから3点目ですけども、残りの法面補強工事に約1億2,000万円を4箇所に分割発注するという説明でしたけども、今回の契約金額も7,000万に近い工事で特定建設業者の資格がなければ3,000万円以上を下請けに出すことは一つの工事においてできないというふうに法律で決まっていますけども、非常に難しい状況が生じるのではないかと思いますけど、この点についてどうお考えか伺います。また、この工事も分割発注すれば厳しい仕事のない今のこの状況のときに1社に多額の工事が落ちるのではなくて、地元の業者に何社か仕事を分配できると思うんですけど、なぜこのように3,000万以上は下請けに発注できないという法律がありながら、町内でも大きくはないこういう企業も指名をした上でこんな大きな事業を行うのか、分割発注を考えなかったのかその点について伺います。

4点目ですけど、5,000万円以上の契約は議会の議決を必要とするとしていますが、私たちはこういう入札結果、全協で入札参加業者がいくらで札を入れたという金額を聞き、また予定価格、最低価格を聞きましたけど、それに対してこの工事請負契約の締結について賛成反対をしなければなりません。その、あまりにも情報が少なすぎて何を基にこういう工事請負契約の締結について判断をしたらいいのかと、いつも悩むとこんなんですけど、議会は当局の方は何をこういう場合に審議をするべきだと考えているのかお聞きいたします。

以上です。

議長（板谷信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それではただいまのご質問につきまして、質問順にお答えをさせていただきます。

まず、質問1の林道寸又線の改良事業費として9月議会で補正予算として総額2億172万5,000円が計上され、今回寸又口橋の工事請負契約をして6,930万円を締結するというところがあるが、残りの金額の内訳は何かというご質問でございますが、1月29日の全員協議会にお

きまして、ご説明をさせていただきましたが、そのときの説明が正確な数字ではなくて大まかな数字で大変申し訳ありませんでしたが、あらためてご説明をさせていただきます。

今回の林道寸又線の工事につきましては、今回契約予定であります寸又口橋の補強工事と発注はこれからになりますが、法面保護工事を4箇所施工をする計画で、合わせて5箇所の工事請負ということになります。この5箇所の工事請負費の合計を1億9,351万5,000円ということで予定しております。それから測量委託費が367万5,000円、事務費が281万円、その他に人件費、需用費、補償費等が合計で172万5,000円、これらを合計いたしますと2億172万5,000円の事業費ということになります。それから今回の橋の補強工事では請負差金が生じておりますが、これは法面工事にもっていくか、今後橋の補強工事に変更があった場合にそちらに充当するという予定でございます。

それから2番目のご質問の町内あちこちにある古い橋の耐震強化について、どのように考えていくかというご質問でございますが、今回の寸又口橋は昭和43年に架けられたものでございまして、築40年以上経過しており、特に痛みが激しく橋脚の鉄筋が一部露出をしているといった状況でありますので、今回の補強工事ということになったわけでございますが、これを契機といたしまして林道に架かっている主要な橋梁につきましては今後調査を実施し、必要があれば適当な補助事業等を選択しながら緊急度に応じて対策を検討していきたいと考えております。

それからこれは林道ではございませんが、町道につきましては平成22年度に橋の現状調査ということで、橋梁の点検業務を実施したいと考えております。その結果に基づきまして、修繕計画を策定し、緊急度に応じまして計画的に対策を講じていきたいと考えております。

それから、質問の3でございますが、今後発注予定の法面工事は分割発注することのだが、今回の橋梁工事は分割発注は考えなかったのかというご質問でございますが、今回の補強工事の内容につきましては、落橋防止工事と橋脚補強工事が主な工事になりますが、この二つ分割しての発注につきまして当初検討を行いました。今後発注予定であります法面工事につきましてはそれぞれの現場が離れておりますので、その箇所ごとに分けて発注ということになります。しかし、今回の橋梁の工事につきましては、一つの橋の中での工事であり、分割して発注ということになりますと、設計上諸経費が二重になりまして工事費が必要以上に大きくなりコスト面での効率化を図ることができなくなるという判断をいたしまして、今回はひとつの工事として発注することといたしました。

それからこの事業でございますが、国の美しい森づくり基盤整備交付金を活用しての事業でもあり、また交付金の効率的で適正な執行につきましては強く求められているところでもございます。

それから特定建設業者の資格がなければ3,000万以上の下請けを出すことはできないということになっておりますけど、今回工事の内容を精査してみますと、今回の契約相手方でありまして石切山建設におきまして、自力で作業ができる部分が多く、3,000万を超すということはないということで認識をしております。

建設課関係は以上です。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは質疑の4番目の内容につきましてお答えをさせていただきます。

内容につきましては、議会は何を審議をするべきかというご質問だったですけれども、一般的には議会の審議につきましては、契約の内容そのものについて細部にわたる審査ではなく、契約の目的、また契約の方法、契約の金額、契約の相手方という4つの基本的な事項についてその適否を判断し、判断の対象はそれらに限られるということと言われております。

以上でございます。

議長（板谷信君） 再質問ありますか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

特定建設業者にだけ認められている3,000万円を超す下請けという点では、今回石切山建設さんが落札したわけですが、行政としても3,000万円を超す下請けはないということで判断しているということで、それは安心したんですけれども、根拠を持って答えられたと思いますので、そこは信頼して安心しようと思います。

最後の点について、何を議会は審議するべきかということ、先ほど第1問で、1回目でお聞きしたんですけれども、まさに総務課長が言われたように契約の目的、方法、金額、相手方についての適否の判断を、議会が判断をするということで、私たちには非常に重い責任が課せられていると思うんです。

それで、なぜこういう質問を出したかと言いますと、再質問をうっかり出してしまったんですけれども、再質問にも書いてありますように、当町の入札状況を見ますと、非常に高率の入札が多いというのは、常日ごろ感じているわけです。今回も予定価格に対して落札率が96.77%ということで、一般的によく新聞なんかでは、95%以上の場合は談合の存在を疑うべきだと、そういうことをきちんと精査して、そういう疑いがないということで信頼して契約をするべきだというようなことを言われています。ですから当局も、たぶんそういう点ではきちんと談合の存在がなかったということで判断をされていると思いますし、談合ができないような、何らかの談合が発生しないような対策も講じておられると思うんですけれども。

この落札・・・入札結果をこの前全協でいただいて、口頭で教えていただいたのを見ますと、本川根地区の業者さんが4社ありまして、下から順番に4社さんが札を入れております。金額を。それでほとんど20万円から30万円ぐらいの差で上がっていったわけですが、それで中川根側の業者さんが、また20万、30万の差で入れながら50万というところもありますけど、本当にきれいに揃っている金額を見ますと、やはり私は素人ですので、この数字を見て、行政がどういうふうここに談合はないというふう判断されたのかなというふうなことがとても気になります。その点について、業者間の談合防止対策、あるいはこういう工事請負契約で、今回の点でもそうですけれども、公正な入札がされたということを当局の方からきちん

と説明をいただきたいと思います。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 業者名及び参加数においては、入札会当日まで公表しないようにすると、参加業者から求められても拒否するというようにしております。また、入札開催前の現場説明についても、当町では開催をしておりません。また、町から入札参加業者に対し設計書を示し、その際記入をお願いする設計閲覧簿についても、1参加業者に対し1枚を作成し、他の参加業者名が漏れないように努めております。また、入札関係書類を庁舎内で閲覧する際も、契約担当者また事業担当者以外は、町長、副町長、事業担当及び契約担当の管理職のみの回覧とし、情報の共有も最小限になるようにしております。

最後でありますけれども、予定価格につきましては、事前に入札執行者である町長が記入後封筒に封印し、入札会実施まで町職員を含め他業者に予定価格が閲覧できないようにしております。このような対策をとっております。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷信君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立全員です。

したがって、議案第1号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について（平成21年度林道施設災害復旧事業林道平田線災害復旧工事について）

議長（板谷信君） 日程第5、議案第2号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第2号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年度林道施設災害復旧事業林道平田線災害復旧工事の請負契約の議決を求

めるものであります。

本工事につきましては、去る1月29日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社神田組が落札し、契約金額7,788万9,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成22年3月23日を予定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（板谷信君） 説明が終了しましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

先ほどの質疑に対する答弁で、非常に厳正な状況で入札を行っている、公正に行っているということが説明されて、私も何人かの手と目によって守られているということを信頼して賛成をしました。この案、今回2つめの平田線の入札状況をみますと、まさにそのことを証明する入札結果かなと思いました。なぜなら、全協では説明がなかったんですけども、1回目も不調、2回目も不調ということで、3回目に一番最低の価格を入れた業者さんと随契をしたということで、これは全協で説明がなかったことが非常に残念だなと思います。そういう、要するに予定価格が封印されていたからこそ、誰にも知られていなかったからこそ、全業者が予定価格を上回る札を入れていたんだらうと、私は勝手に推測しました。1回目でもそれが、予定価格以下の業者が出ない、2回目でも出ないということで、3回目に随契となったということは、まさに先ほどの説明が信頼できるものかなというふうを受け取ったわけです。

でも、質疑通告しましたのは、それでもなお、その説明が正しいとすれば、事前に伺った説明が正しいとすれば、とても腑に落ちないところがあったもんですから、質疑通告をしました。

それは、1問目の入札によって契約金額7,788万9,000円というのが、消費税込みで出されているわけですけども、これは予定価格の99.8%ということで、私はこの高率な契約金額を見て、おかしいと思って聞いたら、先ほどの、2回不調になってということをはじめ教えていただいたわけですけども、それでもなお、その説明の中で、じゃあ随意契約をした金額7,788万9,000円、消費税抜きで、要するに入札のときに行う金額では7,418万円で、予定価格が7,420万円ということで2万円しか差がありません。それで私は随契というのは、もう落札、落とせる業者がいなかったから、じゃあ予定価格はこれだけだけ最低業者に対してどうですか、というような話をするのかと思ったら、いや、そうじゃなくて、予定価格というのはあくまでも最後まで絶対に開かないんだと、終るまでは、ということ聞きまして、ではこの予定価格に対して2万円の差で随契ができた、業者が提示ができたということは、本当にこういう近差の、いわば神業的といいますか、金額にすることができたというのはどうしてなんだろうということで非常に気になりまして通告を出しました。その点の説明をお願いしたいと思います。

2点目ですけども、12月議会の補正予算で、1億1,305万4,000円という補正額がこの工

事に対して計上されていて、査定で 8,024 万 2,000 円となったという説明がありました。3,281 万 2,000 円という大きな差が予算額より出ているんですけども、この理由は何か伺います。

3 点目ですけども、ひとつ前の議案第 1 号と同様で 7,000 万を超す大きな工事なんですけども、石切山建設さんは特定建設業者の資格を持っていないということは知っていましたので、持っていないことを前提に質問をしましたが、この業者さんは持っておられるのかどうか、また前回の質問同様、3,000 万円以下くらいに分割すれば、特定建設業者の資格の有無も関係なく、複数の業者に、この仕事がない時期に仕事に行くのではないかと思ったんですけど、分割について検討されなかった理由、したのかしなかったのか、そのことについて伺いをいたします。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一） それでは 1 番目の質疑の内容につきましてお答えをさせていただきます。これは先ほどの質疑答弁と重複する点がありますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、予定価格、先ほども言いましたけども予定価格につきましては、入札会開催前に執行者である町長が記入し、その金額は町職員を含め他の者が知りえないものであります。また入札会開催時には、その予定価格の封書を開封し、町長及び町職員がその額を確認しますが、参加業者に対しては求められても落札額が決定するまでは公表しておりません。もっと詳しく言いますと、入札参加業者につきましては、それぞれ町から示された設計書に基づきまして、自社の損益額を考慮の上、付加可能額を、請負可能額を申し込みするわけです。一度目の入札でその額で落札ができなかった場合には、入札参加業者は再度自社の損益額を計算して請負可能な額を、申し込みをするわけです。このように入札会参加業者は、自社の収益見込み額を徐々に下げていくわけですので、随意契約についても業者としては、自社の収益額を確保すべく最小限の切り幅となっていくのではないかと。それで比較的小刻みな切り幅になってくることも考えられたということですので。これらの関係で今回は最終的に業者の示した額と予定価格との差額が全体額と比較しまして少額でありましたので、ま、少額でありましたが下回っているため、合意をしたところでございます。

議長（板谷信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは 2 番目と 3 番目の質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に 2 番目の質問でございますが、12 月議会の補正予算で 1 億 1,305 万 4,000 円を計上されたが、査定で大きな差が出たのは何かというご質問でございますけども、災害査定につきましては、林道の管理者でございます町が復旧の工法等の検討を行い、設計書を作成いたします。その設計書に基づきまして、国の現地査定を受けまして、その結果、最終的に復旧工法、事業費等が決定することになりますが、今回 12 月 15 日に現地査定を受けました。その結果、復旧工法の一部変更がございまして、工事費の低い工法での決定ということになりました。

ので、大きな差が生じたということでございます。それから 12 月議会の補正予算につきましては、今回の林道平田線の復旧工事のみではありませんで、林道家山線の災害復旧事業費も含んだものでございまして、この家山線につきましても同じ 12 月 15 日に査定を受けましたが、こちらでも減額となった部分もございまして、2 路線合わせての差額分ということでございます。

それから 3 番目の質問でございますが、今回落札した業者、神田組になりますが、特定建設業の資格を持っているのかというご質問でございます。今回の相手方でございます株式会社神田組につきましては、特定建設業の資格を有してございます。

また、なぜ分割発注をしなかったのかというご質問でございますが、今回の林道平田線の災害復旧工事につきましては、林道の法面保護ということで、法面に立体的にコンクリート吹付工事を行うというものでございますので、法面を 2 つに分けてとか、3 つに分けてということで分割してということの施工はできませんので、今回は 1 本の工事ということで発注させていただきました。

以上でございます。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで、質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷信君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終ります。

これから、議案第 2 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立全員です。

したがって、議案第 2 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号 平成 21 年度川根本町一般会計補正予算(第 5 号)について

議長（板谷信君） 日程第 6、議案第 3 号、平成 21 年度川根本町一般会計補正予算(第 5 号)についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第3号、平成21年度川根本町一般会計補正予算第5号について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は繰越明許費の限度額をお願いするものであります。

第1表、繰越明許費をご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費の庁舎管理費及び総合支所管理費で計上した太陽光発電施設設置事業に関する工事請負費並びに委託料については、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金により事業実施することとしておりますが、政権交代時に事業が未着手、工事未着手であったため、同交付金の交付に関する情報が錯綜したこともあり、工事着手の時期が当初の予定時期から大幅に遅れることとなりました。

また、同交付金事業等による太陽光発電施設関連の事業が全国的に多数取り組まれている状況から、太陽光発電施設の基本部材である太陽光発電パネル、モジュールであります。生産が遅れていることもあり、年度内での竣工が困難な状況となったため、翌平成22年度に繰り越して、事業実施及び支出するための限度額を繰越明許費として計上させていただきようをお願いするものであります。

以上、繰越明許費について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（板谷信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

着手が遅れた理由は今も全協でも聞きましたけど、もう1点。全協でこういう時期なので、できれば年度内に発注をして、業者にいくらかお金が使えるようにしたいというふうな説明もありました。そのことに関連するのかわかりませんが、普通は3月議会で繰越明許を行うわけですけども、今回早めに臨時議会に出した理由というのは何なのかお伺いいたします。

2点目ですけども、昨年来から申告不況が続いていて、地方の業者を守るために仕事を作ることを目的に国が地方へ交付する緊急経済対策の交付金事業ということですけども、この事業ではこの太陽光パネル、太陽光発電施設の事業では、地元の企業は規模が大きすぎて入れないという説明もありました。緊急経済対策の目的を果しているとは思えないというふうに全協でも言ったんですけども、もっと経済効果も教育的効果もあるものに、いま繰り越しをするんだったら見直す時間もあるのではないかと思いますけど、そういうことができないのか、やる気がないのか、その点についてお伺いをいたします。やる気がないっていうか、やるのは無理なのか、不可能なのかということでお伺いをいたします。

3点目ですけど、電気料の売電と節約効果が、1年間で2箇所ですら150万円くらいあるというふうな説明が、推測ですけどもありましたけど、一般家庭では普通3.5キロワットをつけて、私は全くこういう電気のことは素人で、読んだ資料からの聞きかじりなんですけども、一般家庭では普通3.5キロワットをつけて、200万円くらいの設置費がかかって、うち補助がある、

3分の1ぐらいあって、130万円ぐらいで設置できるということで、補助を入れた分かどうかわかりませんが、設置費は10年ぐらいで元がとれるというふうな新聞報道を読みました。今回の事業で計画では何年で元がとれるというふうに考えておられるのか伺います。

以上です。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 一部、最後の方につきましてはお答えができないかもしれませんが、まず最初の方の件につきましては。

これは議員ご存知のとおり6月に設計費を計上し、9月に工事費を計上しておりますので、予算は通っております。先ほどの、1番最初のお話の中に、今回早めに臨時議会に出した理由は何かっていうご質疑だったと思います。これは今のを繰り返しますと、9月に設計管理を発注しておりまして、政権交代によりまして補正の見直しがありました。事業執行が一時中断となりまして、9月以降正式な回答がございませんでした。しかし、今回正式に申請書を国の方へ出しなさいよ、申請をしなさいよという話がありましたので、少しでも早い発注を目指し、今回お願いするものであります。ちなみに3月の補正、議会でやりますと発注が6月ごろになるかと、これは私共個人的に考えるんですけども、ちょっとそれでは遅くなるのではないかと判断の下でございます。

それから先ほどの太陽光の発電シミュレーションについてなんですけども、全協の数字と若干見直したら違いますので改めましてご報告させていただきますけども。まず、本庁の方の電気料の目安ですけども、全協では年間約50万ほどというご説明をさせていただきましたけども、これはアバウトな数字ですけども、だいたい70万程度に節約できるんじゃないかというように想定できます。あと、環境貢献の目安についても、二酸化炭素の削減効果とか石油の削減効果が考えられてくるわけでございます。総合支所につきましては現在のデータを使って月で比較してみますと、全協の方では電気料の目安につきましては1万5,000キロワットで、だいたい年間予想売電電気料が15万と申し上げましたけども、だいたい17万くらいになるんじゃないかと予想されております。概算で電気料節約に関するデータを積算しますと、発電料及び売電電気料から試算しますと、年間約、全協の方では24万ほどと申し上げましたけども、年間約50万程度に節減ができるという予想がたちました。以上のことから、町全体では発電料及び売電電気料から試算しますと、全協の方では150万と、先ほど議員さんもおっしゃったように言いましたけども、両方合わせてプラマイしますと、だいたい120万相当の経費の削減が見込まれるということです。以上でございます。

議長（板谷信君） ほかに。まだ全部答えてないよね。

総務課長（西村太一君） 全部といたしますか最後の方の件でございますけども、ちょっと手元の方に資料がございませんので、ちょっとわかりません。

一応ですね、家庭の電気の関係につきましては違う補助も用意してございますので、そちらを考えているということでございます。

議長（板谷信君） 事業の見直しの部分は、10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 再質問といたしますか、答弁漏れということで指摘をしたいと思いませんけど。事業の見直しが可能かどうかその点についての答弁がありませんでした。それから、元がとれるのに何年ぐらいかかるのかということで、推計で構いませんからその点でも普通計算するんじゃないかと思えます。答をご答弁いただきたいと思えます。

議長（板谷信君） 2点だね。はい。総務課長。

総務課長（西村太一君） まず見直しが必要なのかということですが、先ほども言いましたと思ったんですけども、6月に設計を計上しまして9月に設計ができたわけですが、9月に工事費を予算化したということですので、いま現在繰り越しをする事業につきましては見直しは無理だというふうに考えております。

それから元が取れるのは何年ぐらいかということですが、ちょっとこれ、即計算はできていないものですから。

議長（板谷信君） はい。副町長。

副町長（小坂泰夫君） 見直しというところでありまして、これは予算のときの議会のお答え申してあるかと思うんですけども、施設の活用関係ですね、これについては例えば各小学校等はですね、非常に建築が昭和54年程度前後からということで、だいたいわら、陸屋根という形もありましてですね、修繕も何回かしているということで、これだけの重さに耐えうる状況にないという検査をしております。それから保育園、幼稚園、それから福祉センター等ですけども、これは陸屋根ではないということが逆にですね、例えば災害時等に落下するというようなこと、常時人が滞在している施設の中では、なかなか安全性も確保されにくいということで、そういう中で最終的には庁舎付属棟及び総合庁舎においては建設時からそのような想定をしておりますので、そういう総合的な判断の中から場所設定をしておりますので、見直すという条件にはないというふうに考えております。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 先ほど、ひとつご訂正をお願いしたいと思いますけども、私、3月の議会で計上しますと6月ぐらいというふうに言いましたけども、3月末ぐらいに発注できるんじゃないかと、それで6月ごろについては完成予定月ということでご訂正をお願いしたいと思います。それから単純計算で元がとれるのがどのぐらいかということですが、管理費と償却はまだみておりませんが、単純計算でいきますと、50年で元がとれるということになります。

議長（板谷信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 総務課長が答えられた見直しについてですけども、無理だという、できないという理由というか、当初その庁舎につけるということを決めた理由ですね。見直しができないというより、総務課長が言われたのは、

学校は陸屋根という言葉が出たんですけど、私は陸屋根というのがよくわかりません。保育

園、幼稚園は陸屋根でないので落下の危険性があり無理だと、小学校、学校は陸屋根だからいいんだけど、いいんでしょうけども、建物が古いから上げる、上につけることはできないと、そういう答えだったわけですね。それで、陸屋根というのを説明いただきたいのと、それから例えば幼稚園はいま・・・もうすぐ完成ですかね、耐震も関係ないし、陸屋根なのか陸屋根でないのか、そこのところは全然わかりませんが、今からだってつけようと思えばつけれるところは、幼稚園や保育園なんかはあると思うんですよ。それで例えば子どもたちが自分たちの日常生活の中で、太陽からもらったエネルギーでこれだけ暮らしがができる、生活できるね、大事にエネルギーを使おうね、とってもらうエネルギーはありがたいね、ということをおさといきから感じて体験しながら成長するというのはとっても大事なことで、島田市も小学校ですか保育園ですか、静岡市も保育園とか、かなり教育的な配慮をしてこの太陽光を行政は進めています。それで個人の住宅に対しては補助を上乗せ、国の補助を上乗せしているということがあって、なぜこういう、私にしてみると庁舎ということしか思い浮かばなかったのか不思議ではないんですけども、学校、いまの、最初聞きました陸屋根だからできない、できるという点について、それから保育園、幼稚園の可能性についてももう一度お聞きいたします。

議長（板谷信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） まず、陸屋根の構造でありますけども、この本庁舎等もそうでありますけれども、山村開発センターもそうでありますが、鉄筋関係の場合はですね、屋根が平らになっていると。平らにおいて防水シートが施工してあるという構造が陸屋根構造であります。この場合ですね、防水シート、それから建物自体の強度ですね、こういうものが影響してくるわけですが、特に防水の場合は、雨漏り等の安全性があるかどうか、それが本体にも影響してまいりますのでその点が考慮されます。あと、幼稚園は別といたしまして、保育園、他に福祉センター等の検討はなされたかということでもありますけども、当然当初のときにですねこの検討はいたしましたんですけども、先ほど言いましたように安全性の問題ということがあることと、もう1点ですね、やはり施設も相当の経過年数を経ているということがあって、屋根全体の改修も必要ではないかということの総合的なところの中から検討をした結果でもあります。幼稚園についてはですね、やはりあの今回の、私立であるということと今回の臨時経済対策事業のですね、こちらの公共施設、こういうのを公共施設ということが前提ということでありましたものですから、今回の事業からは対象とはしなかったという経緯がございます。

10番（鈴木多津枝君） 議長。

議長（板谷信君） 質疑は3回になっているということと、それからもう1つ。これは議会で予算を議決した話なので、この部分をここで協議するというのもおかしいなという気持ちがありますので、これで、10番の鈴木君の質疑は終了です。

ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 確認のために本会議でお伺いいたします。先ほど10番の方からの質問にも入っていたかなという感じがしたんですけども、要するに技術的に工事が大きいから町

内の業者じゃできないだという話で、全協でも申し上げましたけれども、あれ1枚でも10枚でも100枚でも同じだね工法はね。ただ大きくなるだけの話で。そういう話をしましたら一応、その指名の申請をすれば認めるというような話を聞きましたけど、確認の意味でちょっとご答弁願います。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） ただ今の質疑に対して、工事が大きいからできないということと、指名をすればできるのかということ、この2点だったと思いますけども。工事の大小には関係ありません。ただ、内容的に、まず、いまから発注というか、いまから出すわけですけども、その参加業者の方々が自分のところでできるということであれば、それは指名にあげてくださって結構だと思います。それから指名参加は随時やっておりますので、そこに参加していただければ指名競争入札の中に必要とあれば入ることも可能となってきます。

以上です。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 今回出されました一般会計補正予算の繰越明許費、太陽光発電施設を繰り越す事業について、補正について反対討論を行います。

議長も言われたように、一度は事業として予算計上されて認められたということで、経過をたどっていますけども、私はその最初の説明のときに時間がなくて、国に申請するのに本当にそのときに考えられることを懸命に考えてできるだけ交付金をもらえるようにしようという、担当者の方、職員の人たちが懸命に努力して事業計画を作ったという説明も受けました。そしてそのことに非常にご苦労だったなあという気持ちもありましたけども、でも何度も何度もその後その時点でもこういう教育的な施設、あるいは一般住宅、経済効果がもっと波及できるようなものにやるべきではないかと、そういう検討はできなかったのかと言ったら、時期があまりにも短くて金額を出すのが無理だったというふうなことを言われたんですけども、私はここまで国の方も政権交代が途中であってがたがたして、事業仕分けなどもあって、本当に効果的なものをやるんだと意気込んでいるいまの政権ですので、私はよりその目的に沿った変更というのは可能だと思います。そういう意味では時間も十分あったのにそのことが最初の答弁をそのまま繰り返されているようでは、私は行政が本当に経済緊急対策の町の業者を景気づけようというふうに考えて、本気になって考えているのかどうか、その点を非常に疑問を抱くこと、それから子どもたち、これからこの地域をしょっていく子どもたちにどういうふうに教育効果などを考えているのか、教育長も不在だったこの長い期間で、教育的配慮が本当にされていな

いなあということが非常に残念というか悔しい思いがして、この案は賛成できないということ
を明らかにします。

議長（板谷信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） 先ほど町長から各課長からご説明がございましたけども、この議案に
関しては6月議会で予算を審議し、賛成可決されております。本来でしたら21年度中に行う
工事ですけども、このパネル、太陽光パネルの発注が間に合わないということで繰越明許とい
うのを掲げたわけがございますけども、いま鈴木議員がおっしゃられましたけども、この太陽
光、公共施設のみに代用されるというようなひもつきの予算でもございます。それで、小学校
それから保育園等々にも設置したらどうかという意見でございますけれども、何しろ6月議会
において、川根本町の本庁舎と総合支所に太陽光パネルを設置して電気料の削減を図るという
ことで決定されておりますので、私はこの議案に対して賛成といたします。

議長（板谷信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで、討論を終わります。

これから、議案第3号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第5号）について採決し
ます。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立多数です。

したがって、議案第3号、平成21年度川根本町一般会計補正予算（第5号）については原
案のとおり可決されました。

閉 会

議長（板谷信君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成22年第1回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年2月4日

川根本町議会議長 板谷 信

会議録署名議員 森 照信

会議録署名議員 中澤 智義